

川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の個人別成績情報の提供
に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う職員採用試験又は職員採用選考（以下「試験等」という。）の個人別成績に関する情報の提供（以下「提供」という。）について必要な事項を定め、受験者の利便に資するとともに、試験等の信頼性を確保することを目的とする。

(提供の対象となる試験等)

第2条 提供は、次に掲げる試験等について行う。

- (1) 川崎市職員（大学卒程度）採用試験
- (2) 川崎市職員（獣医師・薬剤師・保健師）採用選考
- (3) 川崎市職員（高校卒程度）採用試験
- (4) 川崎市職員（保育士等）採用選考
- (5) 障害者を対象とした川崎市職員採用選考
- (6) 川崎市職員（技能・業務）採用選考

(提供の対象となる者)

第3条 提供は、前条各号に掲げる試験等を受験し、第1次試験若しくは第1次選考（以下「第1次試験等」という。）又は第2次試験若しくは第2次選考（以下「第2次試験等」という。）において不合格となった者のうち、提供を申し出た者（以下「申出人」という。）に対して行う。

(提供の申出)

第4条 提供の申出（以下「申出」という。）は、申出人本人が個人別成績に関する情報提供申出書（第1号様式）に必要事項を記入し、人事委員会事務局に提出することにより行うものとする。

2 申出は、申出人が受験した試験等の最終合格発表日から1月以内に行うものとする。

3 申出人が本人であることの確認は、原則として受験票により行う。

(提供の対象となる情報)

第5条 提供の対象となる情報は、第1次試験等において不合格となった申出人に対しては、申出人本人の第1次試験等の総合順位及び総合得点、第2次試験等において不合格となった申出人に対しては、申出人本人の第2次試験等までの総合順位及び総合得点とする。

(提供の方法)

第6条 提供は、試験等において不合格となった申出人に対して、個人別成績結果票(第2号様式)を交付することにより行う。

(受験者への周知)

第7条 提供の実施に関する受験者への周知については、試験等の案内、試験等実施日における掲示等により行うものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の結果の簡易開示に関する要綱の廃止)

2 川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の結果の簡易開示に関する要綱(平成4年11月26日人事委員会決定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

個人別成績に関する情報提供申出書

年 月 日

（あて先）川崎市人事委員会事務局

受験番号 _____

氏名 _____

私は、次の試験・選考の個人別成績に関する情報について、提供を申し出ます。

試験・選考名	
試験・選考区分	
対象となる試験・選考 (○で囲んでください)	第1次 / 第2次

※申出年月日、受験番号、氏名及び表の太線内の記入をお願いします。

第2号様式（第6条関係）

個人別成績結果票

年 月 日

受験番号 _____

_____様

あなたの第1次試験・選考における成績は、次のとおりです。

試験・選考名	
試験・選考区分	
総合順位	位
総合得点	点

川崎市人事委員会事務局